

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	総務局行政部行政課文書グループ （06-6208-7433）
処分課（担当）名	大阪市公文書館（06-6534-1662）
処分の名称	入館拒否及び退館処分
概要	大阪市公文書館は、歴史的文化的価値を有する公文書その他の記録を保存し、広く市民の方に利用していただく施設ですが、他の利用者の迷惑となるような行為や運営に支障をきたす行為をされる方に対しては、入館を断り、又は退館していただく場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市公文書館条例（昭和63年4月1日条例第12号） https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000559963.html
処分基準	◎ 次のいずれかに該当する場合は、入館を断り、又は退館していただくことがあります。 （１） 他人に迷惑となる行為をする場合 ○ 「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ○ 以下の場合、この要件を満たします。 ・非常に大きな音量を発する場合 ・著しい悪臭、異臭を発する物品を使用する場合 ・その他、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合 （２） 公文書等又は施設を損傷するおそれがある場合 ○ 「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ○ 以下の場合、この要件を満たします。 ・不適切な取扱いにより、公文書等又は施設及び附属設備を損傷する場合 ・火気類、薬品などにより、公文書等又は施設及び附属設備を損傷する場合 ・その他、公文書等又は施設及び附属設備を損傷する場合 （３） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する場合 ○ 「危害」とは、当該行為が他の人に対して、生命又は身体を損なうようなことをすることをいいます。 ○ 「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 ○ 以下の場合、この要件を満たします。 ・刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚醒剤などを持ち込む場合 ・著しい悪臭、異臭を発する物品又は動物を持ち込む場合 ・その他、他人に危害を及ぼしたり、迷惑となる物品又は動物等を持ち込む場合 （４） 管理上必要な指示に従わない場合 （５） その他、管理上支障があると認められる場合 上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
ホームページ	「大阪市公文書館条例（昭和63年4月1日条例第12号）」 https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000559963.html
備考	